

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 6 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	22	事業名	双葉駅西側地区生活拠点等整備事業（調整池等）	事業番号	◆ (1)-8-4-1
交付団体		福島県双葉町	事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費		(3, 514, 873) 4, 005, 673（千円）	全体事業費	4, 005, 673（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
町域の 85%が帰還困難区域に指定されている双葉町は、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）平成 28 年 12 月策定。以下「二次計画」という。）」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めていくこととしている。 双葉駅周辺地区は、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下「拠点計画」という。）の中心地区であり、「JR 双葉駅を中心とする町内の低線量区域に「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進すること等によって帰還環境整備を進め、令和 4 年夏（JR 双葉駅周辺の一部の区域については令和 2 年春まで）の避難指示解除による住民帰還を目指す同計画の実現に遅れが生じないように、迅速かつ着実な整備を進めてきた。 このような状況を踏まえ、本事業は、双葉駅西側地区等に、町主導による生活拠点の整備と生活関連サービスの提供に向けた環境整備を先行的に推進することにより、住民帰還や新たな住民の受け皿となる生活拠点を整備するとともに、新市街地である駅西側と既成市街地である駅東側の歩行者動線を確保しつつ、中野地区復興産業拠点等と連携した駅東側の駅前広場の再整備等、新たな町の姿に応じた交通結節点となる施設整備を行うことにより、早期の魅力的な帰還環境整備を図り、双葉町の復興を加速化することを目標とする。					
事業概要					
駅西地区生活拠点等の整備に伴い、必要となる調整池等の整備を行う。					
当面の事業概要					
【平成 29 年度】 ■基本設計 二次計画や拠点計画を踏まえ、上下水道管網の基本設計を行う。 （別事業（事業番号◆ (1)-8-3-1 で実施） 合計：9, 530 千円（単年度事業） 【平成 30 年度】 ■実施設計、工事 基本設計を踏まえ、調整池等の実施設計、工事を行う。 （平成 30 年度合計） 1, 313, 470 千円 【平成 31 年度・令和元年度以降】 ■用地取得、実施設計、工事 令和 3 年度末頃における住宅団地等の供用開始（災害公営住宅整備事業等による住宅建築含む。）を					

目指し、実施設計・施工を進める。

(令和元年度合計) 991,708 千円

【令和3年度以降】

■用地補償・設計・工事

令和4年春頃における生活拠点等の一部供用開始(災害公営住宅整備事業等による住宅建築含む。)、及び二期区域の令和7年春ごろの一部供用開始を目指し、用地補償・宅地造成・建築工事を進める。

(令和3年度合計) 1,209,695 千円

【令和6年度以降】

■実施設計・工事

二期区域の令和8年度中の供用開始を目指し、実施設計・宅地造成を進める。

(今回申請分)

本工事費(調整池等) : 490,800 千円 合計: 490,800 千円

地域の帰還環境整備との関係

町全域が避難指示区域(内85%の区域が帰還困難区域)となっている双葉町の復興を推進する上で、まずは町内の避難指示解除準備区域に「働く拠点」を整備し、町への人の流れを生むことが必要不可欠である。その上で、二次計画や拠点計画に基づき、JR双葉駅の周辺に「生活拠点」の整備を進め、長期的な視点で順次帰還環境の整備を進めていく必要がある。

関連する事業の概要

【中野地区復興産業拠点の整備】

双葉町の中野地区に、「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推進することにより、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、町への人の流れを創出する。

【災害公営住宅整備事業】

造成した宅地に、帰還する町民の受け皿となる災害公営住宅の整備等を行い、早期の帰還環境整備とコンパクトな生活拠点の形成を図る。

【福島再生賃貸住宅整備事業】

造成した宅地に、帰還する町民や新規転入者の受け皿となる賃貸住宅の整備等を行い、早期の帰還環境整備とコンパクトな生活拠点の形成を図る。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	(1)-8-4
事業名	双葉駅西側地区生活拠点等整備事業
交付団体	福島県双葉町

基幹事業との関連性

本事業は、双葉駅西側地区等に、町主導による住宅団地の整備と生活関連サービスの提供に向けた整備を先行的に推進する上で、必要となる同拠点内のインフラ整備に向け、調整池等の整備を行うもの。

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 6 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	21	事業名	双葉駅西側地区生活拠点等整備事業		事業番号	(1)-8-4
交付団体		福島県双葉町	事業実施主体（直接/間接）		福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費		(19,654,987) 25,275,162（千円）	全体事業費		(19,654,987) 25,275,162（千円）	
帰還環境整備に関する目標						
町域の 85%が帰還困難区域に指定されている双葉町は、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）（平成 28 年 12 月策定。以下「二次計画」という。）」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めていくこととしている。 双葉駅周辺地区は、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下「拠点計画」という。）の中心地区であり、「JR 双葉駅を中心とする町内の低線量区域に「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進する」こと等によって帰還環境整備を進め、令和 4 年夏（JR 双葉駅周辺の一部の区域については令和 2 年春まで）の避難指示解除による住民帰還を目指す同計画の実現に遅れが生じないよう、迅速かつ着実な整備を進めてきた。また、令和 4 年 6 月に策定された「双葉町復興まちづくり計画（第三次）（以下「三次計画」という。）」に基づき、継続して町内復興拠点の整備を進めているもの。 本事業は、双葉駅西側地区等に、町主導による生活拠点の整備と生活関連サービスの提供に向けた環境整備を先行的に推進することにより、住民帰還や新たな住民の受け皿となる生活拠点を整備するとともに、新市街地である駅西側と既成市街地である駅東側の歩行者動線を確保しつつ、中野地区復興産業拠点等と連携した駅東側の駅前広場の再整備等、新たな町の姿に応じた交通結節点となる施設整備を行うことにより、早期の魅力的な帰還環境整備を図り、双葉町の復興を加速化することを目指す。						
事業概要						
JR 双葉駅周辺区域のうち比較的住宅が密集していない駅西側地区に、町主導により、生活拠点の整備と生活関連サービスの提供に向けた環境整備を先行的に実施し、良質な歩行者空間を備え、住民帰還や新たな住民の受け皿となるコンパクトな生活拠点の整備（宅地等造成）を行う。その上で、駅西側の駅前に、生活関連機能を集約した交流拠点施設（官民複合施設）を整備するとともに、「災害公営住宅整備事業」及び「福島再生賃貸住宅整備事業」を活用し、住宅施設等の整備を行う。 また、JR 双葉駅西側からの駅利用の利便性向上を図るとともに、東西の歩行者動線を確保するため、東西自由通路や駅改良等の整備を行うと共に JR 双葉駅東側の駅前について、国道 6 号からのアクセスや、中野地区復興産業拠点や復興祈念公園との近接性を踏まえ、交通広場として再整備を行う。 さらに、拠点市街地の形成へ向け、商業施設や業務施設の立地を図るための宅地造成等を行う。						
当面の事業概要						
【平成 29 年度】						
＜駅西生活拠点・駅東交通広場＞						
■実地測量・ボーリング調査の実施、基本設計、用地事前交渉、都市計画事前準備						
二次計画や拠点計画を踏まえ、実地測量・ボーリング調査を行う。あわせて、調査結果を踏まえ、可能な部分については、用地事前交渉を始め、基本設計を行う。また、平成 30 年度上期における都市計画決定に向け、復興整備計画の作成等の準備を進める。						

< 駅東西自由通路等 >

■基本設計

駅東西自由通路等について、二次計画や拠点計画を踏まえ、基本設計を行う。また、平成 30 年度上期における都市計画決定に向け、復興整備計画の作成等の準備を進める。なお、整備後の駅東西自由通路については、町道として道路認定を行う予定である。

(別事業(事業番号(1)-8-3で実施))

(合計: 138,610 千円(単年度事業))

【平成 30 年度】

< 駅西生活拠点・駅東交通広場 >

■用地取得、工事

一団地の福島復興再生拠点施設としての都市計画決定(平成 30 年 3 月)及び事業認可(平成 30 年 7 月)を踏まえ、基本設計に基づく実施設計の策定、道路法に基づく道路(事前)協議、都市計画法に基づく開発許認可等、開発に必要な法的手続きを行う。また、土地権利者の譲渡に向けた同意を得た上で、用地取得に着手するとともに、計画的に工事を実施する。

< 交流拠点施設(官民複合施設・住宅施設) >

■基本構想

二次計画や拠点計画を踏まえ、官民複合施設その他の駅西地区の建造物に係る基本構想を策定する。

< 駅東西自由通路等 >

■実施設計、工事

基本設計を踏まえ、実施設計及び工事を行う。

※ JR 常磐線を跨ぐ自由通路部分については、令和元年度末における同路線の全線開通前に工事を行うことによりその工期及び工費の圧縮を図るため、駅西地区生活拠点の面的整備に先立ち、特に速やかに整備を行う。

(平成 30 年度合計) 4,749,525 千円

【平成 31 年度・令和元年度以降】

< 駅西生活拠点・駅東交通広場 >

■用地取得、実施設計、工事

基本設計に基づく実施設計の策定、道路法に基づく道路(事前)協議、都市計画法に基づく開発許認可などの開発に必要な法的手続きを行う。また、これらを踏まえ、土地権利者の譲渡に向けた同意を得た上で、用地取得に具体的に着手する。

< 駅東西自由通路等 >

■工事

令和元年度末における JR 常磐線の全線開通に間に合うよう、速やかに整備を行い、年度末までにおける供用開始を目指す。

(令和元年度合計) 9,534,390 千円

【令和３年度以降】

＜駅西生活拠点、交流拠点施設＞

■用地補償・設計・工事

令和４年春頃における生活拠点等の一部供用開始（災害公営住宅整備事業等による住宅建築含む。）、及び二期区域の令和７年春ごろの一部供用開始を目指し、用地補償・宅地造成・建築工事を進める。

（令和３年度合計） ５,３７１,０７２ 千円

【令和６年度以降】

＜駅西生活拠点、業務施設＞

■用地補償・実施設計・工事

二期区域の令和８年度中の供用開始を目指し、用地補償・実施設計・宅地造成、**街路等の基盤整備**を進める。

（今回申請分）

測量設計費： １,２４５,８１２ 千円

用地補償費： ３８,３０８ 千円

工事費： ４,３３６,０５５ 千円

（合計） ５,６２０,１７５ 千円

地域の帰還環境整備との関係

町全域が避難指示区域（内 85%の区域が帰還困難区域）となっている双葉町の復興を推進する上で、まずは町内の避難指示解除準備区域に「働く拠点」を整備し、町への人の流れを生むことが必要不可欠である。その上で、二次計画や拠点計画に基づき、ＪＲ双葉駅の周辺に「生活拠点」の整備を進め、長期的な視点で順次帰還環境の整備を進めていく必要がある。

関連する事業の概要

【中野地区復興産業拠点の整備】

双葉町の中野地区に、「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推進することで、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、町への人の流れを創出する。

【災害公営住宅整備事業】

造成した宅地に、帰還する町民の受け皿となる災害公営住宅の整備等を行い、早期の帰還環境整備とコンパクトな生活拠点の形成を図る。

【福島再生賃貸住宅整備事業】

造成した宅地に、帰還する町民や新規転入者の受け皿となる賃貸住宅の整備等を行い、早期の帰還環境整備とコンパクトな生活拠点の形成を図る。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 0 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	26	事業名	双葉駅西側地区生活拠点等下水道整備事業	事業番号	(1)-12-3
交付団体	福島県双葉町		事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費	(533,433)（千円） 609,638（千円）		全体事業費	(533,433)（千円） 609,638（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
双葉町は、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）平成 28 年 12 月策定。以下「二次計画」という。）」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めていくこととしている。 双葉駅周辺地区は、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下「拠点計画」という。）の中心地区であり、「JR 双葉駅を中心とする町内の低線量区域に「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進する」こと等を基本理念とし、平成 29 年度より基本設計に着手、令和元年度より宅地造成及び建築工事に合わせた双葉駅第一地区下水道整備事業を開始した。また、令和 4 年 6 月に策定した「双葉町復興まちづくり計画（第三次）以下「三次計画」に基づき令和 5 年度より双葉駅第二地区下水道整備事業の実施設計に着手し、対象箇所の整備工事に着手したもの。 本事業は、双葉駅西側地区等に、町主導による生活拠点の整備と生活関連サービスの提供に向けた環境整備を先行的に推進することにより、住民帰還や新たな住民の受け皿となる生活拠点を整備するとともに、新市街地である駅西側と既成市街地である駅東側の歩行者動線を確保しつつ、中野地区復興産業拠点等と連携した駅東側の駅前広場の再整備等、新たな町の姿に応じた交通結節点となる施設整備を行うことにより、帰還環境整備を推進し、双葉町の復興を加速化することを目標とする。					
事業概要					
双葉駅西側地区等の整備に伴い、必要となる下水道網の整備を行う。					
当面の事業概要					
【平成 29 年度】 ■基本設計（単年度：別事業） 二次計画や拠点計画を踏まえ、上下水道管網の基本設計を行う。 【平成 30 年度～令和 2 年度】 ＜駅西生活拠点・駅東交通広場＞ ■都市計画、実施設計 平成 30 年 3 月の一団地の福島復興再生拠点施設としての都市計画決定を踏まえ、基本設計に基づく実施設計の策定、施工を実施する。 駅西地区内（1 期エリア）管網（汚水）実施設計費： 45,614 千円 【令和元年度～令和 6 年度】 ＜駅西生活拠点・駅東交通広場＞ ■実施設計、工事 令和 4 年春頃における生活拠点等の供用開始（災害公営住宅整備事業等による住宅建築含む。）を目指し、宅地造成・建築工事に合わせた下水道整備を進める。					

(第 24 回申請分) 駅西地区内（１期エリア）管網整備 ： 28,044 千円【東口】 双葉汚水１号幹線整備 ： 96,000 千円 污水处理施設整備 ： 47,000 千円 (第 27 回申請分) 双葉汚水１号幹線整備 ： 59,985 千円 (第 31 回申請分) 駅西地区内（１期エリア）管網整備 ： 210,122 千円【西口】 (第 43 回申請分) 駅西地区内（２期エリア）管網（汚水）実施設計費 ： 15,665 千円 【令和５年度】 ■実施設計、工事 駅西地区（２期エリア）の整備スケジュールに基づき、生活拠点等の整備を進めるため下水道の実施設計及び工事を行う。 総事業費 145,853 千円（第一地区 45,000 千円、第二地区 100,853 千円） 【令和６年度】 (第 49 回申請分) 駅西地区内（１期エリア）管網整備 ： 工事費 107,208 千円	
地域の帰還環境整備との関係	
双葉町の復興を推進する上で、まずは町内に「働く拠点」を整備し、町への人の流れを生むことが必要不可欠である。その上で、三次計画や拠点計画に基づき、ＪＲ双葉駅の周辺に「生活拠点」の整備を進め、長期的な視点で順次帰還環境の整備を進めていく必要がある。	
関連する事業の概要	
【中野地区復興産業拠点の整備】 双葉町の中野地区に、「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推進することにより、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を推進し、町への人の流れを創出する。 【災害公営住宅整備事業】 造成した宅地に、帰還する町民の受け皿となる災害公営住宅の整備等を行い、早期の帰還環境整備とコンパクトな生活拠点の形成を図る。 【福島再生賃貸住宅整備事業】 造成した宅地に、帰還する町民や新規転入者の受け皿となる賃貸住宅の整備等を行い、早期の帰還環境整備とコンパクトな生活拠点の形成を図る。	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 6 年 1 0 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	36	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業（駅西地区）	事業番号	(1)-2-1
交付団体	福島県双葉町		事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費	(35,116 千円) 132,168 千円		全体事業費	(35,116 千円) 132,168 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
当町では、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）（平成 28 年 12 月策定）」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めているところである。 その中において J R 双葉駅周辺地区は、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下「拠点計画」という。）の中心地区であり、「双葉駅を中心とする町内の低線量区域に「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進する」ことによって帰還・移住等環境整備を実施してきた。 上記の「新たな生活の場」を確保するため、双葉駅西側地区に東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、避難を余儀なくされた帰還困難区域の町民など経済的理由により住宅再建ができない町民の帰還にあたり、安心して生活できる居住環境整備として災害公営住宅を整備し、住宅に入居する方々の速やかな生活再建に資するため、居住の安定確保を図る。					
事業概要					
帰還を希望する町民のために J R 双葉駅西側地区に災害公営住宅を整備し、令和 4 年 10 月から入居を開始する。入居した町民の家賃の低廉化を行う。 【入居開始時期及び整備戸数（災害公営住宅）】 令和 4 年 10 月： 8 戸 令和 5 年 10 月： 3 戸 令和 6 年 6 月： 19 戸 合 計 30 戸 【復興計画等における位置づけ】 「双葉町復興まちづくり計画（第三次）（令和 4 年 6 月策定）」における「第 3 章双葉町復興まちづくりの戦略」、町営住宅などの住宅整備を推進し、住みやすい、住みたくなる環境をつくるとしている。早期帰還を希望する町民や就業者の受け皿として、災害公営住宅や公的賃貸住宅（集合・戸建て）を整備する。					
当面の事業概要					
■家賃の低廉化に要する費用 令和 6 年度 97,052 千円 総戸数 30 戸のうち、入居戸数 22 戸 入居戸数 22 戸のうち、対象戸数 22 戸					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
当町は令和 4 年 8 月 30 日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され住民が居住できるようになった					

が、長期の避難により震災前の住居が老朽化し住むことができないという事例が見受けられる。また、まだ避難指示解除されていない地区もあることから、町内で居住できる環境を整備し、生活再建に資する支援を行うことで、住民の帰還促進を図る。

関連する事業の概要

【中野地区復興産業拠点の整備】

双葉町の中野地区に、「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推進することで、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、町への人の流れを創出する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 6 年 1 0 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	37	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業（駅西地区）	事業番号	(1)-3-1
交付団体	福島県双葉町		事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費	(1,738 千円) 5,336 千円		全体事業費	(1,738 千円) 5,336 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
当町では、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）（平成 28 年 12 月策定）」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めているところである。 その中において J R 双葉駅周辺地区は、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下「拠点計画」という。）の中心地区であり、「双葉駅を中心とする町内の低線量区域に「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進する」ことによって帰還・移住等環境整備を実施してきた。 上記の「新たな生活の場」を確保するため、双葉駅西側地区に東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、避難を余儀なくされた帰還困難区域の町民など経済的理由により住宅再建ができない町民の帰還にあたり、安心して生活できる居住環境整備として災害公営住宅を整備し、住宅に入居する方々の速やかな生活再建に資するため、居住の安定確保を図る。					
事業概要					
帰還を希望する町民のために J R 双葉駅西側地区に災害公営住宅を整備し、令和 4 年 10 月から入居を開始する。入居した町民の家賃の低減化を行う。 【入居開始時期及び整備戸数（災害公営住宅）】 令和 4 年 10 月： 8 戸 令和 5 年 10 月： 3 戸 令和 6 年 6 月： 19 戸 合 計 30 戸 【復興計画等における位置づけ】 「双葉町復興まちづくり計画（第三次）（令和 4 年 6 月策定）」における「第 3 章双葉町復興まちづくりの戦略」、町営住宅などの住宅整備を推進し、住みやすい、住みたくなる環境をつくるとしている。早期帰還を希望する町民や就業者の受け皿として、災害公営住宅や公的賃貸住宅（集合・戸建て）を整備する。					
当面の事業概要					
■家賃の低廉化に要する費用 令和 6 年度 3,598 千円 総戸数 30 戸のうち、入居戸数 22 戸 入居戸数 22 戸のうち、対象戸数 19 戸					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
当町は令和 4 年 8 月 30 日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され住民が居住できるようになった					

が、長期の避難により震災前の住居が老朽化し住むことができないという事例が見受けられる。また、まだ避難指示解除されていない地区もあることから、町内で居住できる環境を整備し、生活再建に資する支援を行うことで、住民の帰還促進を図る。

関連する事業の概要

【中野地区復興産業拠点の整備】

双葉町の中野地区に、「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推進することで、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、町への人の流れを創出する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1－3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 6 年 1 0 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	38	事業名	福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業（駅西地区）	事業番号	(1)-6-1
交付団体	福島県双葉町		事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費	(10,705 千円) 29,825 千円		全体事業費	(10,705 千円) 29,825 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
当町では、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）（平成 28 年 12 月策定）」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めているところである。 その中においてＪＲ双葉駅周辺地区は、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下「拠点計画」という。）の中心地区であり、「双葉駅を中心とする町内の低線量区域に「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進する」ことによって帰還・移住等環境整備を実施してきた。 上記の「新たな生活の場」を確保するため、双葉駅西側地区に東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、避難を余儀なくされた帰還困難区域の町民など経済的理由により住宅再建ができない町民の帰還にあたり、安心して生活できる居住環境整備として福島再生賃貸住宅を整備し、住宅に入居する方々の速やかな生活再建に資するため、居住の安定確保を図る。					
事業概要					
帰還を希望する町民、及び新たに転入する移住者のためにＪＲ双葉駅西側地区に福島再生賃貸住宅を整備し、令和 4 年 10 月から入居を開始する。入居した住民の家賃の低廉化を行う。 【入居開始時期及び整備戸数（福島再生賃貸住宅）】 令和 4 年 10 月： 17 戸 令和 5 年 4 月： 9 戸 令和 5 年 10 月： 2 戸 令和 6 年 6 月： 28 戸 合 計 56 戸 【復興計画等における位置づけ】 「双葉町復興まちづくり計画（第三次）（令和 4 年 6 月策定）」における「第 3 章双葉町復興まちづくりの戦略」、町営住宅などの住宅整備を推進し、住みやすい、住みたくなる環境をつくるとしている。早期帰還を希望する町民や就業者の受け皿として、災害公営住宅や公的賃貸住宅（集合・戸建て）を整備する。					
当面の事業概要					
■家賃の低廉化に要する費用 令和 6 年度 19,120 千円 総戸数 56 戸のうち、入居戸数 52 戸 入居戸数 52 戸のうち、対象戸数 40 戸					

地域の帰還・移住等環境整備との関係
当町は令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され住民が居住できるようになったが、帰還する町民だけでなく、新たに移住・転入する住民を迎え入れるための住環境を整備する。
関連する事業の概要
【中野地区復興産業拠点の整備】 双葉町の中野地区に、「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推進することで、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、町への人の流れを創出する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	